

## 魯迅旧詩『自題小像』考：その「打油」詩としての 試論

山田，敬三  
九州大学教養部：助教授

<https://doi.org/10.15017/9811>

---

出版情報：中国文学論集. 4, pp.131-140, 1974-05-25. 九州大学中国文学会  
バージョン：  
権利関係：

# 魯迅旧詩『自題小像』考

その「打油」詩としての試論

山田敬三

はじめに

現存する魯迅の旧詩は、近体が四十五題六十首、騷体が二題四首、詩題のみ伝わる存録四首および若干の断句である。これらの詩意はおおむね決して難解ではない。しかし魯迅のある種の雑文がそうであるように、その隠喩なり諷諭の実態が明らかでないために、いま一步という所でどうしてもその真意をつかみかねるような旧詩が、それらの中にはいくつもある。とりわけ「自題小像」は、最もよく入口に膾炙した詩であるにもかかわらず、その用語の特異さの故にどうしても正確に解し得ない、輻晦の作である。

そもそもこの詩がいつ作られたのか、という基本的な事実に對してさえも、研究者の認識は幾通りにも分れる。しかもこの詩の製作時と内容との間には、単に時間のずれとだけではかたづけられぬ密接なかわりがあるように思える。

小論では在来の諸説を整理しながら、これだけはまちがいないさそうだという地点での結論をまとめあげ、さらにそれを一步

ふみ出して検討するための材料を、いま可能な範囲で提示した。詩解のためのきめ手にはとうていなり得ないが、そこへ到達するためのささやかなころみとしてご検討いただければ幸いである。

浜一衛先生のご退休を記念して

一九七三年十月一日識

一

魯迅旧詩の伝承には二つの大きな特長がある。その一は日本留学（一九〇二年四月）以前の、いわば習作旧詩であって、現存する作品はすべて次第周作人が、その日記の中に記載しておいたものだ。その二は魯迅の晩年に集中して作られた作品群であって、大部分に詩人手ずからの詩稿があり、「魯迅日記」の中にもとりこまれていた。それらの手法や内容にも、両者の間には判然と区別し得る特色が見られる。

習作旧詩のほとんどが（わずかに一首を除いて）伝統的な詩作法にきわめて忠実であるのに対して、晩年の旧詩は、そのほ

ば三十パーセントが韻律の規定に厳格ではなく、脚韻はしばしば平水韻を無視する。作詩のモチーフも、前者が個人的な情感もしくは少年の日の理想を詠う試帖詩ふうの習作であるのに比べて、後者の詩意はことごとくが諷意にあふれている。惜別の情をよんでも、それは単なる感傷ではなく、自然をうたいこんでも花鳥風月の感慨は全く認められない。

ところで今ここでとりあげようとする七言絶句「自題小像」は、製作時期からいえば前期作品の掉尾を飾り、手法および内容からすれば後期により接近した。いうなれば晩年の諷諭詩への転回を示唆する作品である。まず製作年時について整理をほかれば、これにはおよそ次のような諸説がある。

一九〇一年説 許広平「天津大公報」(1)

于植元「魯迅詩本事」質疑

人民文学出版社「魯迅全集」注釈

一九〇二年説

張向天「魯迅旧詩箋注」

一九〇三年説

許寿裳「我所認識の魯迅」

胡冰「也談「魯迅詩本事」」

周作人（胡冰への返信）

一九〇六年説

周振甫「魯迅詩歌注」

錫金「魯迅詩本事」

右のような混乱の生じた最大の原因は、いうまでもなく魯迅自身の晩年に示した墨迹の跋にある。つまり魯迅は詩の制作後

ほぼ三十年を閲した一九三一年になって「二十一歳時作五十一歳時写書時辛未二月十六日也」と記しているのであるが、この「二十一歳」を数え年とみるか満年齢と考えるかによって、当然のことながら二、三年のずれが生じる。もし前者であれば、魯迅の数え年二十一歳は一九〇一年である。後者ということになれば、その期間は一九〇二年九月二十五日より翌年九月二十四日までの間に相当(魯迅の誕生日は一八八一年九月二十五日)する。「魯迅全集」では数え年によって、これを一九〇一年の項、すなわち留学以前の作品として処置している。その「注釈」の按語は次の通りである。

關於這首詩的寫作年月，魯迅自己於一九三一年重寫時却

說「二十一歳時作，五十一歳時寫之，時辛未二月十六日也。」

按魯迅計算自己年齡，向來依照中國習慣，因此二十一歳當在

一九〇一年二月到一九〇二年二月之間。

魯迅の三十年後の記述を全面的なより所とした上での一つの見解である。許広平や于植元が一九〇一年説をとる根拠もやはりこの跋にある。なお「全集」が魯迅二十一歳の時を「一九〇一年二月より一九〇二年二月の間」に相当するというのは、「辛未」という書き方を重視して、三十年前の旧暦から新暦を換算したものであろう。文中の「之」という字は「書」の草体を読み誤まった結果である。多くの専門書が同じあやまちを踏襲しているようだ。

ところで、同じ跋によりながらも、張向天が一九〇二年説を

とるのは、その年を満年齢に読みかえたからである。だがこの説には初歩的なミスがある。魯迅自身が辛未（一九三一年）二月に「五十一歳」を自称しているからだ。つまり数え年でなければ、魯迅はこの年度に五十一歳とはならない。同じ跋中の一方が満年齢、他方が数え年ということは、まず考えられない自己矛盾である。墨迹を拠り所とする限りは、一九〇一年の作と見るのが正しい。

結論を先に記せば、この詩を直接作者から受けとった許寿裳の一九〇三年説が最も妥当である。ただしその期間をさらに短かく限定することは可能だ。これは詩の内容とも関連するので、微細なことではあるが、いままじ綿密に検討しておきたい。「自題小像」をあげつらう時に必ず引用される許寿裳の「懷旧」では次のように記されている。

一九〇三年他二十三歳、在東京有一首自題小像贈我的：

靈台無計逃神矢，風雨如警閻故園。

寄意寒星荃不察，我以我血薦軒轅。

首句說留學外邦所受刺激之深，次寫遙望故國風雨飄蓬之狀，三述同胞未醒，不勝寂寞之感，末了直抒懷抱，是一句畢生實踐的格言。（我所認識的魯迅）

さらにこの詩を許寿裳が受けとった時の、前後の事情にも別な章で言及している。

魯迅對於民族解放事業，堅貞無比，在一九〇三年留學東

京時，贈我小像，後補以詩。（同右）

これらの引用文から明らかのように、魯迅から許寿裳に対してまず写真（小像）が手渡され、その後、「自ら小像に題する詩が追贈された。許寿裳の記憶にある経過には一点のくもりもないのだ。胡冰の問に対する周作人の返信にもそれを裏づける内容が見られる。

・承詢魯迅，自題小照<sup>マツ</sup>，該詩雖記有年月（按指魯迅先生所記：“二十一歲時作，五十一歲時寫之。”——冰），但後年追記，亦可能有差誤。據記憶，此詩可能見過，當在初斷髮時，時為癸卯三月至暑假帰國時期。蓋如有辮髮而稱為軒轅子孫，殊為可笑也。（一九五七年七月二十五日函）

ここで作人がいみじくも指摘しているように、魯迅の「小像」にはすでに辮髪がなかったはずである。すなわち許寿裳の贈られた「小像」は、同じころ周作人に送られた二枚の「断髮照相」と同一物にちがいないのだ（このことについては後述する）。そして魯迅の「断髮」の時期については、当時弘文学院の同級生であった許寿裳の「亡友魯迅印象記・剪辮」や周作人の「旧日記裏的魯迅・二二二 癸卯一」に明確な記述があり、今日では誰もそれらを疑うことができない。

さらに、小説の形式をとってはいるが、魯迅自身の筆になる「頭髪の記事」の中に、その前後のようを伝えた箇所があって、当時者による記録はいずれも明確に対応している。

「ぼくは留学に行くと、すぐに辮髪を切りおとした。別に深い意味があつたわけではない。ただあまり不便だつたらだ。ところが、辮髪を脳天にぐるぐる巻きつけている同窓生の何人かがぼくをととも嫌がつて憎むし、監督官もたいそう腹をたてて、ぼくの給費を取り消して中国へ送り返すと言うんだ。

「だが数日もたたぬうちに、この監督官自身が、人から辮髪を切りとられて、逃げ出してしまった。切つた連中の一人は、『革命軍』を書いた鄒容で、この男もそれで留学を続けられなくなり、上海へ帰つて、後に外人むけの牢屋で死んだ。君もとつくに忘れてるだろうが。(魯迅『頭髮的故事』)

この回想体小説が一種のパロディーであることを念頭においた上で、そこから事実を還元するために二、三の注釈を加えるならば、まず「留学に行くと、すぐに辮髪を切りおとした」というのは、日本へ来てはば一年後の一九〇三年三月のことだ。監督官姚文甫に対する鄒容らの私刑は、一九〇三年四月二日付の魯迅書簡で周作人に伝えられていて、三月十八日の手紙ではまだふれられていないから、この事件は三月下旬のことであろう。また断髮の理由を「ただあまり不便だつたからだ」というのは、作者の逆説的でない方にすぎない。中国人留学生にとつての断髮の意味については、くり返し魯迅の述べているところであり、「自題小像」の詩意もこのことと無関係ではない。とまれ魯迅が断髮という行為にある種の決意をこめて「数日もたたぬうち

に」鄒容らの事件があつたこと、詩の制作が事後であつたことを、ここではまず指摘しておきたい。作人の日記(癸卯一)では、この前後の状況を次のように伝えている。

「十二日：晴。晚釣仙遣人送日本初五日函来、云西園於四日啓行、託寄衣物、目錄列後。函中述弘文散学事、監督姚某亦以私事被剪髮逃去、可笑。……(中略)……弘文同学照相一張、断髮照相一張、玻璃筆二支、衣数件、以上共裝在皮箱内。」

「廿九日：晴。晚接大哥廿一函、云弘文事已了、学生均返院矣、又断髮小照一張。」

魯迅書簡の日付を示す旧曆四月「初五日」および「廿一日」は、それぞれが新曆の四月「二日」ならびに「十八日」に相当する。ここには「弘文学院散学事」、魯迅「断髮」のことおよび「監督姚某」のことあわせていずれも一九〇三年三月下旬の三件に及ぶ魯迅身辺の大事が記されている。文中の「断髮の写真」二葉が先述した許寿裳あての「小像」である。「自題小像」詩一篇はこれらの事件と無関係に作られたわけではなさそうだが、制作時期についての推定にはもはやこれ以上の例証を必要としないだろう。かつて細谷正子氏が魯迅の『医学志望をめぐって』記された論文の注釈で述べられたように、「年令についての記憶は年とともに薄れるものであるが、状況についての記憶はそれに比してよりはっきりしているものである」が、周作人の日記は、許寿裳の「状況についての記憶」をはしなくも裏づける資

料となつてゐる。

なお錫金の一九〇六年説については一考の余地もない。原文は未見であるが、胡冰の『也談』魯迅詩本事<sup>2</sup>では次のように引用されている。

錫金認為這首詩是写被迫結婚的無奈，和転而從事民族解放斗争的決心（在『文学月刊』12月号の更正中，又改「結婚」為「訂婚」），顯然是錯誤的。

(4)  
この部分から判断する限り、これは詩の解釈に困つたあげくの論者の思いつきでしかないようだ

## 二

辛亥革命直前のほは一年間を、魯迅は郷里の紹興府学堂で二度目の教員生活を送つた。その在任中に、彼は「監学」という校内での管理者的な立場にあつて学園紛争の渦中にまきこまれる。ストライキに入つた学生の側のいい分が必ずしも不当なものではなかつただけに、その処理をめぐる魯迅の心情には複雑なものがあつたようだ。一九一〇年の秋から冬にかけて、親友の許寿裳にあてた手紙の中では、その間の事情をかなり詳細に伝えている。その一通、新曆十二月二十一日付の書簡には次のような注目すべき一節がある。

然據中以言，則此次風濤，別有由緒，學生之哄，不無可原。我輩之擠加納於清風，實三矢於牛人，亦復如此。

この事件について、かつて私自身が「魯迅の教員時代」（一九七一年「野草」第三号）で言及した時には詳しい経過がわからず、ただ「自題小像」との間に何らかの関連があることを示唆するにとどめた。今その一部を原文どおりに引用すれば次のようになる。

しかもこの書簡の冒頭には「故郷すでに雪ふり……風雨 磐の如し」という語句があつて、魯迅が一九〇三年春、断髪の後後に作つたと思われる七言絶句「自題小像」の第二句とも照応するのである。

先に引いた作人の日記で「弘文学院散学事」あるいは「弘文事已了」とあるのは、おそらくは魯迅の書簡に見える「我輩の加納を清風に擠き、三矢を牛入に實」<sup>5</sup>めた事件のことであろう。その後、中島長文氏の公表された調査結果<sup>5</sup>によれば、事からは「浙江潮」第三期「江蘇」第一期および「湖北学生界」第四期につまびらかである。

事件の発端は一九〇三年三月二十七日、弘文学院（嘉納治五郎院長）当局によって示された学院運営経費にかかわる十二ヶ條の規則にあつた。これに反対する留学生代表と学院側の交渉がこじれて、学院生五十二名全員のストライキに発展し、ほぼ三週間にわたる紛糾の後に、留学生側のほとんど全面的勝利となつて四月十五日に一切の決着がついた。魯迅が三月廿一日（新曆四月十八日）付の手紙で「弘文の事すでに了り学生みな院に返れり矣」と書いていることの、これが内容である。「わが輩が加（嘉）納を清風（亭）でやりこめ、三矢（名は重松、

弘文学院教務幹事)を牛入(「込」の誤まり。弘文学院のあった牛込区西五軒町)で追及したというからには、魯迅はこの紛争のリーダー格である。

さて右のような経過を念頭においた上で、先に引用した手紙の冒頭部にたちもどつてみると、次のような語句がおのずから目に入ってくる。

故郷已雨雪，近稍就盃，而風雨如磐，未肯霽也。

手紙の書かれたのは弘文学院事件以来すでに七年半を経過した一九一〇年末のことである。だが紹興府学堂での紛争と自らの心境を伝えるのに弘文学院でのそれを引いていること、しかも往事の体験を共有する友人に向つて同一の詩語を流用していること、これはもはや単なる修辭上の偶然の一致ではなからう。「風雨 磐の如く故園闇し」という「自題小像」の承句を理解する上で、この事実にはやはり留意しなければなるまい。

すでに述べた事実から明らかなように、一九〇三年の春には魯迅の身边に刺激的な事がらが相ついでに生起している。その一は魯迅自身の断髮(異民族政權への不服従宣言)であり、その二は鄒容ら五人の留學生による清国留學生監督官姚文甫に対するリンチ事件であつて、この両件は三月下旬に連続して敢行されたと推定できる。そして第三番目の弘文学院ストは、記録によつて三月二十七日より四月十五日にかけてのできごとであることも判明した。そのいずれもが民族問題に覚醒した若い周樹人に深いかかわりをもつて印象される事がらであつた。

初めに引用した許寿裳の追憶文を、右のような事がらと考へあわせるならば「自題小像」制作の時期はさらにいつそう明確になるだろう。許寿裳は魯迅から詩を贈られた時の状況を「私に小像をくれて、後に詩を追加したという。ここでの「小像」が、四月上旬より中旬にかけて二度までも周作人に送られた「断髮照相」二葉と同一物であることは、先述したとおりである。そしてこの時の写真にはいづれもまだ詩が附加されていないから「自題小像」の制作はこれらの写真以後、つまり四月十八日以降だということになる。いつたい当時の作人日記には、魯迅の詩文は彼の知る限り、ほとんど断簡零墨に及ぶまで記録されている形跡があるのに、写真のことを記した日記の該当部分には、詩の付随していたという事実の記述がない。

また周作人日記は、一八九八年より一九〇五年まで断続的に書きつがれているのであるが、同年四月十五日(新曆五月十一日)ごろから夏休みで魯迅の帰省する「七月中旬」までは完全に欠落しているらしいのである<sup>8)</sup>。そういうことであれば「自題小像」の作られた時期は、最大限のはばを勸案しても、四月十八日以降七月中旬までの間に限定できよう。もっとも制作の動機が断髮の写真と結びついている以上、七月にまで完成の間に擱筆して許寿裳ならびに周作人へ贈られたと考へてもそれほど見当はずれではあるまい。先に引用した当時者兩名の記憶は、いづれも既述の事実に照応する。この間の事情を裏返して考慮に入れば、詩解のためのごくささやかな手がかりはつかめるかも知れない。

作品のモチーフと制作時期および作品内容の三者の間に相互の関連を認めることは、魯迅旧詩の場合ならずとも当然である。だがそのいづれにもあいまいさを残す「自題小像」のようなケースでは、ともかくもこれだけは確かだという事実を一つずつおさえこんでミクロに考察することも避けて通るわけにはいかない。この往々にして迷路に踏みこむ危険な作業の結果は、ともかくもここでは詩の制作時期が作者の記述から機械的に計算された留学以前の作品などではなく、まぎれもなく日本留学以後、それも一九〇三年四、五月の間ないしはせいぜい七月中旬ころまでであることが推定できた。残された最後のそして最大の課題は、この七言絶句一首の詩意の正確な把握である。

だが最初にも記したように、現時点で詩解のためのきめ手になるような材料を提示することはとうてい不可能である。ただ在来の諸説に対する幾つかの疑問と、その疑問の根拠となる私見を示して小論をしめくくりにしたい。

まずこの詩の作られた一九〇三年春という時期について考えれば、それは辛亥革命史上のエポックを画する年であったことに誰しも気づくはずである。同年五月には、監督官リンチが発覚して上海へ脱出した鄭容が、以後の革命運動に衝撃的な影響を与える「革命軍」二万字を公刊し、その序文を撰した章炳麟や「誦革命軍」「介紹鄭容革命軍」（いずれも六月九日付）および「駁康有為論革命書」（六月二十九日付）を登載した蘇報館が官憲の弾圧を受け、世にいう「蘇報案」がここに発生した。

この事件を一つの境界として、異民族政權そのものの打倒をめざす「革命派」と、立権君主制を唱える「改良派」とが決定的な分岐を見る。そして魯迅の「自題小像」にはこうした時代風潮がもろに映し出されているのだ。

詩そのものの特長についていえば、第一に、この作品は、詩意において従来の習作旧詩と大きな隔たりをもっている。第二に、作詩法の上でも、それ以前の作が厳密に規格どおりであったのに対して、この詩は結句にいたってわざとらしい破綻を示している。すなわち「我以我血薦軒轅」という詩句の初めの五字が連続して仄声である。このリズムがもつ特異さは、往々にして韻律から自由である晩年の旧詩群に対比しても顕著である。第三に、どこにも先例のない「神矢」のような新語を使って、これも用語に保守的でなければならぬ近体詩のタブーにあえて挑んだ形跡の見られることである。

さて右のような背景および特長に留意した上で、個々の詩語についての検討にいま少し立ち回ってみよう。

#### 起句「靈台無計逃神矢」

○靈台 典故からいえば、この語にあてはまる用例は二つある。古くは「詩経・大雅」に「経始靈台」と見える「禋象を觀じ気の妖祥を察する（毛詩鄭箋）」天子のうてなである。通説では「莊子・雜篇」の「庚桑楚」に出る「不可内於靈台」を取る。また私自身はかつて「山海經」でいう「軒轅之台」に読みかえられるのではないかと考えたことがある。今は「以て成を滑すに足らず、靈台に内る可からず」という「莊子」の文脈と、次に出てくる「神矢」との関係を考慮にいれて通説によるべき



ではないかと考えている。他者の侵入を許さぬ「靈台」に「神矢」が入ってくるのを「逃れんに計な」し、と解されるからである。郭象の注によれば「靈台者心也」とあり、「自題小像」より四年後の「摩羅詩力説」の第二章にも、魯迅自身が「靈台」を心の意味に使用している例がある。

○神矢 詩中もつとも難解な新造語である。許寿裳はその「魯迅旧体詩集」の序ならび跋の中で、これをローマ神話のキューピットが使った愛の矢とみなす。ギリシャ神話のエロースの矢である。だが愛情にかかわる表現の用語でなくて、単に心に受けた「刺激」の意味にとっていることは、先に引用した彼の詩解からも明らかである。「異域の典故を採用」したというにしては、ギリシャ神話との関連の稀薄さに一抹の不安を残すが、しかしこの詩が意外に軽い調子の「打油」の性格を帯びていることを注意すれば、あるいは冗談半分にとり入れられた用語であるかもしれない。「新青年」第四卷第五号（一九一八年五月）に掲載された魯迅口語詩（署名は唐俟）の「愛之神」にも「片手に矢をつがえ、片手に弓を張」ったエンジェルが登場する。両者の内面的な脈絡はつかめないが、詩語の好みとして、神話の題材の使われた可能性もなくはない。もつともこれに対する異論はある。

張向天は「神矢」の解釈に「摩羅詩力説」の「飛矢」をあてその典故をバイロンの長詩「ラーラ」に見出そうとする。しかし「摩羅詩力説」の第二章では同じ飛矢について「而不幸進化如飛矢、非墮落不止、非著物不止」という表現があり、ここで「飛矢」は、単にどこでも飛びゆく矢、というほどの意味

である。穿鑿にすぎたのであろう。一句の意味は大体においてやはり「留學外邦所受刺激之深」という許説におちつくようだが、この「刺激」の内容には既述のごとき具体的な事件の反映を見るべきである。なお馮伯恒「魯迅詩中的「神矢」及其他」では「神矢」をギリシャ神話によって「愛」「憎」の両面からとらえようとする。香港文学研究社「魯迅詩箋選集」の注釈は馮説の適用である。

#### 承句「風雨如磐聞故園」

絶句における第二句はいうまでもなく第一句の詩意を承けつぐ。ところが許寿裳の解釈では起句を「外邦」のこととしながら、承句では突如として「遙望故園風雨飄搖之狀」となる。「故園」を「故国」とのみ理解したことの当然の帰結であるが、ここで「外邦」と「故国」を対比するのはやや飛躍が大きすぎるのではないか。小論の第二章でもふれたように、紹興府学堂での学園紛争を伝える手紙の中で、魯迅は弘文学院ストを例としながら、この第二句とほとんど同一の用語を使用していた。この事実を裏返して詩をよめば「自題小像」の承句にもやはり学園紛争の背景があったことになる。「故園」は本来「故郷」を意味する詩語であるが、ここで「故園」と読みかえるよりは、魯迅や許寿裳の当時に所屬していた弘文学院と解する方が妥当ではなからうか？ 確定はできぬが、詩をストライキで学院を離れていた四月上旬より中旬にかけての想いをよんだ作品と想定すれば（その可能性は大きい）、絶句の方則にも適合するのである。このことはまた、魯迅が詩の制作後ほぼ三十年を経過した辛未二月十六日（一九三一年）になって、改めてなぜ「自

題小像」を鈔写したのかという疑問点の解明とも関連する。一九三一年のこの日、魯迅は柔石ら所謂「左連五烈士」の事件に対処して、上海の租界にあった日本人経営の下宿屋「花園荘」に難を避けていたのだ。弘文学院スト、紹興府学堂紛争、五烈士の逮捕処刑にともなう避難という、この三つの事件に相関関係を認めることで、私にはこの第二句に在来の説とは異なる右のような解釈が生まれるように考えられる。

転句「奇意寒星空不察」

この句を解く鍵は「寒星」および「空」がそれぞれ何を指しているかを理解することにある。

○寒星 張向天「魯迅旧詩箋注」はこの語の典故に「楚辞・九辩」の「願寄言夫流星兮」を指摘する。周振甫「魯迅詩歌注」も張説を踏襲して「用流星来比賢人。這裏的寒星当徒流星转化过来」と解する。なるほど王逸章句には「欲託忠策於賢良也」とあつて、「流星」を以て「寒星」にあてることが正しいとすれば、この一句の詩解にはきわめてつごうがよい。だが、「寒星」の別名は「太乙星」である。北天に在つて、兵乱、禍災、生死を掌るといふ星ないしは天帝を「流星」や「楚辞・遠遊」の「辰星」にわざわざおきかえることには疑問がある。ここはひとまず字義通りに「太乙星」と解し、詩句全体の中で改めてその意味を探ることにしたい。

○空 これが「離騷」の「空不察余之中情兮」を典故にするという見解に異説はない。それであれば「空香草以論君也」という王逸注を覆えすことができない。ところが中国における最近の解釈では、たとえば張向天は「封建專制統治下の中国民衆」

と説き、周振甫は「祖国人民」を指すという。王逸注を、魯迅のためにとりたくないというのは、たしかに一見魯迅の思想状況と矛盾するからである。一九〇三年当時の「君」ということになれば、魯迅らが打倒目標としていた異民族王朝の光緒皇帝その人に外ならないからだ。許寿裳の解釈でも「同胞未醒、不勝寂寞之感」というように「空」ないしは「寒星」を「同胞」の意に解している。そしてこれらの誤解ないし付合は、いずれも「自題小像」を非常に深刻な「畢生實踐之格言」（許寿裳）とか「全詩所表達的沈重情感」（張向天）あるいは「決心為祖国献身、表現出強烈的愛國精神的誓言」とみなしたところから生じている。しかし私自身はたしかにそのような決意表明の詩であることを是認した上で、詩の調子には存外に軽い諧謔のモチーフがはたらいっていると考える。従つて、ここは遙かに北天の人である光緒帝が、わが胸の想いを察したまわぬために、よろしいそれならば私は私の血を、漢民族の始祖である軒轅帝に捧げよう、と開きなおっていると理解する。

結句「我以我血薦軒轅」

この句意は明瞭である。「軒轅」とは「史記・五帝本紀第一」の冒頭に出る「黄帝」の名で、漢民族の祖先とされたことから、当時の革命派が、好んでかついだシンボルである。たとえば「民報」の奥付で「中国開國紀元四千六百零三年」と大書するの

は、軒轅を始祖とする年号だと考えられよう。「魯迅詩箋選集」の按語では「辛亥革命前夕、各省革命軍文檄皆用黄帝纪元」と記す。なお、数年前に訪中した知人の写真の中に「血祭軒轅」という扁額をかけた建物があった。もと孔子廟であった、広東農民講習所であるとのことであるが、詳しいことはわからない。ただしこの結句の文句が、少なくともかなり普遍的な性格を帯びていたことは想像できる。魯迅に特有の表現ではなかったようである。

以上を要するに、この詩は弘文学院での紛争を背景として一九〇三年の春に作られた打油詩である。その一首全体の詩意は決して深刻沈痛なひびきにとどされたものではない。むしろ諧謔の調子を帯びていることが感得されるべきであって、いうなれば、これは晩年の魯迅が往々にして好んだ戯詩の一種であり、習作時代の古典的な詩風から、魯迅後年の諷諭詩への転回を示唆する、もっとも魯迅的な旧詩である。憂国の情や同胞への想いがひそめられていないわけではないが、それすらもが諧謔の濾過紙を通してにこやかに着目されねばなるまい。魯迅は自らの作品において決して自己を英雄化することがなかった。なみはずれて厳格な自己省察に裏づけられて成立したのが魯迅の文学である。その魯迅的な文学の原型がここにあるという意味で、これが打油詩であることを、見おとすことができな、といえよう。

## 注

(1) 許広平には後に一九〇三年説に傾いたのではないかと思われるふしが

ある。

(2) 魯迅の辯髪に対する受けとめ方を知る素材としては「頭髪的小説」の他に「藤野先生」「病後継続之余」「因太炎先生而想起的「二三事」「風波」「阿Q正伝」等がある。

(3) 中国文学の会「中国文学研究」第一号、一九六一年。

(4) 張向天「魯迅旧詩箋注」(広東人民出版社)の第三十四頁にも錫金の原文が引用されている。

(5) 颶風の会「颶風」第一号、一九七二年。

(6) 周作人の記入もれの例としては「壬寅四」に次のような記事がある。

「十七日：晴。上午接日本重九日函、内附詩兩章。」一九〇二年十月十日発の詩である。留学後の第一作とみなすべき作であるが「自題小像」とは無関係であろう。

(7) 周遐寿「旧日記裏的魯迅・一 縁起」参照。

(8) 同右「二三 癸卯二」参照。

(9) 魯迅友の会「魯迅」第五十号、一九七一年。

(10) 打油詩で韻律に拘泥しない詩の例としては晩年の「咬文嚼字」「贈郵其山」「教授雜詠四首」「崇実」「題呐喊」「題「腦炎戲作」」などがある。